

令和 5 年 6 月 1 日
金 融 庁 長 官
総 合 政 策 局 秘 書 課

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり、早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

※ 1 本制度は、年齢、職位等を特定して早期退職希望者を募集・認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。

※ 2 退手法(抄)

第八条の二 各省各庁の長等（中略）は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 （略）

2～10 （略）

1. 募集の対象となる職員

金融庁の内部部局、証券取引等監視委員会事務局又は公認会計士・監査審査会事務局に勤務する者のうち、令和 5 年 7 月 31 日時点で「満 50 歳から 59 歳まで」のもので、以下に掲げるもの（他省庁等からの出向者であつて、その退職について出向元省庁等との協議を要する者を除く。）

- (1) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一) 5 級以上の適用を受ける職員
- (2) 給与法の指定職俸給表の適用を受ける職員
- (3) 給与法の専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

※ 退手法の規定により、以下に掲げる職員は応募することができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和5年7月31日までに定年に達する職員
- ④ 令和5年6月1日において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている職員又は令和5年6月1日から令和5年7月21日までに懲戒処分を受けた職員

2. 募集人数

10名程度

3. 募集の期間

令和5年6月1日（木）午前11時から
令和5年7月21日（金）午後5時まで

4. 募集方法

上記「1. 募集の対象となる職員」に該当する各職員に対して電子メールを送付して周知するほか、庁内サイトに掲載する。

5. 応募及び応募取下げの手続等

（1）応募をしようとする職員は、別紙1の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記7.に記載した受付メールアドレスに送付して提出する。

（2）応募申請書の受理から1か月以内に認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 以下に掲げる場合には不認定とする。

- ① 応募がこの募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日までに、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を後記7.に記載した受付メールアドレスに送付して提出する。

6. 退職すべき期間

令和5年6月8日（木）から令和5年7月31日（月）まで

※1 退職すべき期日については、認定を行った後遅滞なく、上記退職すべき期間内の日から認定者ごとに実施権者が定め、各認定者に通知する。

※2 認定後に生じた事情により、退職すべき期日における退職が公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなった場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する申請書提出先及び相談先

(1) 受付メールアドレス（担当： XXXXXXXXXX）
E-MAIL： XXXXXXXXXX

(2) 相談先

- ① 現所属先の人事担当者
- ② 総合政策局秘書課人事第1係

8. その他

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を応募申請書の提出時に明示すること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割り振られた再就職支援枠には限りがあることから、支援対象者の選定については、別途内部で調整の上、相談先担当者から連絡する。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員又は認定を受けて退職をすることが確実であると認められる職員
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである(制度の詳細については、相談先担当者へ照会すること。)

令和 6 年 2 月 19 日
金 融 庁 長 官
総 合 政 策 局 秘 書 課

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

※ 1 本制度は、年齢、職位等を特定して早期退職希望者を募集・認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。

※ 2 退手法(抄)

第八条の二 各省各庁の長等（中略）は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 （略）

2～10 （略）

1. 募集の対象となる職員

金融庁の内部部局、証券取引等監視委員会事務局又は公認会計士・監査審査会事務局に勤務する者のうち、令和 6 年 3 月 31 日時点で「満 50 歳から 59 歳まで」のもので、以下に掲げるもの。（他省庁等からの出向者であって、その退職について出向元省庁等との協議を要する者を除く。）

- (1) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。)の行政職俸給表(一) 7 級以上の適用を受ける職員
- (2) 給与法の指定職俸給表の適用を受ける職員
- (3) 給与法の専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

※ 退手法の規定により、以下に掲げる職員は応募することができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和 6 年 2 月 19 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は

重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和 6 年 2 月 19 日から令和 6 年 3 月 15 日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

2 名程度

3. 募集の期間

令和 6 年 2 月 19 日(月) 午前 11 時から
令和 6 年 3 月 15 日(金) 午後 5 時まで

4. 募集方法

上記「1. 募集の対象となる職員」に該当する各職員に対して電子メールを送付して周知するほか、庁内サイトに掲載する。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙 1 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下、「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、後記 7. に記載した受付メールアドレス宛に提出する。

(2) 応募申請書の受理から 1 か月以内に認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 以下に掲げる場合には不認定とする。

- ① 応募がこの募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合。

(3) 応募を取り下げたい場合には、認定後に通知する退職すべき期日の前日までに、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を後記 7. に記載した受付メールアドレス宛に提出する。

6. 退職すべき期間

令和6年3月24日（日）から令和6年3月31日（日）まで

- ※1 退職すべき期日については、認定を行った後遅滞なく、上記退職すべき期間内の日から認定者ごとに実施権者が定め、各認定者に通知する。
- ※2 認定後に生じた事情により、退職すべき期日における退職が公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなった場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

7. 本件に関する申請書提出先及び相談先

(1) 受付メールアドレス（担当： XXXXXXXXXX）
E-MAIL: XXXXXXXXXX

(2) 相談先

- ① 現所属先の人事担当者
- ② 総合政策局秘書課人事第1係

8. その他

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を応募申請書の提出時に明示すること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割り振られた再就職支援枠には限りがあることから、支援対象者の選定については、別途内部で調整の上、相談先担当者から連絡する。

(支援条件)

- ・ 早期退職募集に応募して認定を受けた職員又は認定を受けて退職をすることが確実であると認められる職員
- ・ 早期退職募集に応募して認定を受け、退職をした職員

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである（制度の詳細については、相談先担当者へ照会すること）。